

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	法令番号	昭和 25 年法律第 123 号
手続名	精神障害者保健福祉手帳の等級判定及び交付	根拠条項	第 45 条第 2 項
審査基準	<p>精神障害者保健福祉手帳交付申請書が提出された場合の障害等級判定に係る審査は、 「精神保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知) により (1) 精神疾患の存在の確認 (2) 精神疾患（機能障害）の状態の確認 (3) 能力障害（活動制限）の状態の確認 (4) 精神障害の程度の総合判定 という順を追って行われる。</p> <p>○基準 障害等級の判定基準 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明 障害等級の基本的なとらえ方</p>		
受付機関	市町	処理機関	保健福祉事務所、 精神保健福祉センター
交付機関	保健福祉事務所 精神保健福祉センター	標準処理期間	30 日
		標準経由期間	10 日
		目次	